

令和3年(2021年)4月8日

調達公告(仕様書)

一般社団法人医薬新結合研究所

本仕様書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「AMED」という)が交付する2021年度医療研究開発推進事業費補助金に基づく、創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業(以下、「補助事業」という)を一般社団法人医薬新結合研究所(以下、「医新研」という)が実施するにあたり、AMED補助事業の一環として実施するDrug Discovery and Biotechnology Connect Program(以下「D-Bio Connect」という)において、国の大学・研究機関とのネットワーク構築およびエントリー獲得業務(以下、リエゾン業務)という)の調達(請負)仕様を定めるものである。

1. 件名

「AMED補助事業に係るD-Bio Connectリエゾン業務の調達(請負)」

2. 調達の要件

- ・業務の終了後、速やかに完了報告書を提出できること。また、完了報告書の検収を医新研から受けた後、速やかに請求書を提出できること。
- ・別紙1の作業手順書の通り作業を実施できること。
- ・別紙2の見積書の通り1時間あたりの単価で請負業務の見積りを提出できること。
- ・医新研による請負先選定後、速やかに別紙3の契約書を締結できること。
- ・下請負(第三者への再請負)をせず、請負業務を遂行できること。
- ・作業時間については年間240時間と想定し、実際の作業時間を基に請求することを了承できること。なお、事前に作業時間が超過する事が予想される場合には、甲と乙との調整の上実施することを了承できること。
- ・本業務の請負にあたり、甲乙了解の上、大学・研究機関・甲と打合せを実施する場合には、甲が乙の交通費実費を負担する。
- ・請負先が複数となる場合があることを事前に了承できること。
- ・適宜、医新研の本件担当者と電話で打合せができること。
- ・過去に同等の業務の実績があること。

3. 契約期間

契約締結日～令和9年(2027年)年3月31日

4. 説明会実施の有無

なし

5. 企画提案書および見積書提出の期間・方法

- (1) 期間：令和8年4月3日(金)から令和8年4月17日(金)午後6時まで
- (2) 方法：『企画提案書』と『見積書』(共にPDF形式)を医新研のAMED補助事業窓口(asuka.saeki@bionewcombinations.org)宛に送信をお願いいたします。メールの件名は「AMED補助事業提案書・見積書の送信(リエゾン業務)」として

ください。

- (3) 提出物：①企画提案書（類似業務の実績等をご記載ください。様式は任意。）
②見積書（別紙2に沿って作成をお願いいたします。）

6. 企画提案書

- (1) 過去に実施された類似業務の実績をご記載ください。様式は任意となります。
(2) 評価項目は ①類似業務の実績、②タイムライン（納期）の実効性、③業務を遂行するにあたっての人員体制、の 3 点となります。企画提案書を記載いただくにあたっては、①～③の項目を医新研が評価しやすい工夫をお願いいたします。

7. 調達先の決定方法

- (1) 調達先の決定方法は、総合評価方式とします。企画提案書を基に本公告に示した業務を履行できると医新研が判断した者（法人、個人を問わない）であって、医新研が作成した予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する必須とした項目の最低限の要求および要件をすべて満たしている見積書を提出した者の中から、総合評価方式をもって落札者を決定します。
(2) 5. に記載の期間内に企画提案書および見積書の提出がなかった際には、再度公告します。

8. 低入札価格調査の実施の有無

実施します。

9. その他

本契約にあたって、結果は公表しません。

以上

(1) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するネットワーク構築・窓口確認、招聘依頼・参加獲得および提案資料の編集、等

I. 大学・研究機関向け D-Bio Connect 概要資料の作成

- ・ 大学・研究機関向けに D-Bio Connect を説明する概要資料のたたき台を作成する。
- ・ 上記たたき台を基に、D-Bio Connect ホームページ原稿のたたき台を作成する。
- ・ 上記たたき台を医新研と調整し、概要資料とホームページ原稿を作成する。また、定期的に医新研と概要資料とホームページ原稿を調整し、更新する。

II. 大学・研究機関の産学連携窓口とのネットワーク構築および参加獲得

- ・ AMED 創薬ブースター事業および D-Bio Connect を説明するため、全国の大学・研究機関の窓口担当者を訪問あるいは電話、メール等で確認し、把握する。
- ・ 甲が指定するクラウドシステムに把握した窓口担当者を登録し、医新研と共有する。
- ・ 当該大学・研究機関の有望な創薬シーズを簡易的に調査し、窓口担当者に対して当該研究の進捗確認と D-Bio Connect への参加を打診する。
- ・ D-Bio Connect に参加する際の提案資料の書き方について窓口担当者にアドバイスした後、同提案資料を受領し、医新研と共有する。
- ・ 本業務に係る見積書は、1 時間あたり業務単価で計上する。なお、月単位の想定業務時間については事前に医新研と調整する。

(2) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するフィードバックと研究テーマのフォローアップ調査、等

I. 大学・研究機関に対する D-Bio Connect フィードバックの実施

- ・ 面談企業からのコメントをまとめて医新研と共有し、コメントの最終版を作成する。コメントの最終版の作成後、該当する大学・研究機関に対して同コメントをフィードバックする。
- ・ 本業務に係る見積書は、1 時間あたり業務単価で計上する。なお、月単位の想定業務時間については事前に医新研と調整する。

II. AMED 創薬ブースター支援候補案件の状況調査

- ・ 医新研が指定する AMED 創薬ブースター支援候補案件に対してメール等にて研究進捗状況を確認する。

(3) 完了報告書の提出

- ・ (1) ～ (2). の業務結果を完了報告書として医新研に提出し検収を受ける。
- ・ 完了報告書の提出期限は、2 ヶ月毎の奇数月で翌月 5 日を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(2)の区分を明示することとする。
- ・ 甲は乙が作成した報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際は

その限りではない。

- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(Ⅰ)、(Ⅱ)に含まれるものとする。

以上

見積書

件名：AMED 補助事業に関するリエゾン業務（請負）の調達

見積金額：

金 _____ 円（税込・税抜） ※「税込」「税抜」該当する方に○をお願いします。

見積金額内訳：※「税込」「税抜」該当する方に○をお願いします。

	想定時間	単価（円） 税込・税抜	金額（円）
(1)D-Bio Digital 招聘研究機関に対するネットワーク構築・窓口確認、招聘依頼・参加獲得および提案資料の編集、等	120 時間	円	円
(2)D-Bio Digital 招聘研究機関に対するフィードバックと研究テーマのフォローアップ調査、等	120 時間	円	円
(3) 完了報告書の提出	*****	*****	*****
合計（見積金額）			円

調達仕様書を確認のうえ、上記の金額の通り見積りします。

令和8年（2026年） 月 日

一般社団法人医薬新結合研究所 御中

住 所
商号又は名称
本件担当者

AMED 補助事業に係るリエゾン業務請負契約書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と〇〇（法人もしくは個人）（以下「乙」という）は、甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の補助事業である創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業を実施するにあたり、乙が甲より第1条に記載の業務を以下のとおり請け負うことを契約する。

第1条（業務の請負）

乙は、以下の各号に定める AMED 補助事業に関するリエゾン業務（AMED 創薬ブースター招聘候補案件の進捗調査等）（以下「本業務」という）を甲から請け負う。なお、本業務の内容は別紙2「AMED 補助事業に係るリエゾン業務手順書」に定める。

- (1) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するネットワーク構築・窓口確認、招聘依頼・参加獲得および提案資料の編集、等
- (2) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するフィードバックと研究テーマのフォローアップ調査、等
- (3) 作業日誌および完了報告書の作成・提出

第2条（請負料・支払）

甲は乙に対して本条第2項に定める請負料を、同3項に定める支払い方法で乙の指定する銀行口座に現金振込にて支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

2 本業務の請負料は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条(1)にかかる業務・・・1時間あたり*****円
- (2) 前条(2)にかかる業務・・・1時間あたり*****円
- (3) 完了報告書の作成および提出・・・(1)、(2)に含む

3 本業務の請負にあたり、旅費、宿泊費が発生する場合には、事前に甲乙了解の上、甲の規定を上限の目安として甲が乙の交通費実費を月単位で支払う。また、甲乙が打合せを実施する場合も同様とする。なお、乙は実費負担を証明する証拠書類（領収書等）の写しを電子媒体で甲に提出し、同証拠書類（領収書等）の原本を5年間保管する。

4 不測の事態を想定し、乙は第1条(1)、(2)の業務遂行にあたり訪問にあたって旅行保険等に参加するものとする。なお、参加にあたっての保険料等は、乙の負担とする。

5 乙は別紙「AMED 補助事業に係る調査・研究業務手順書」に定める期日を目処に報告書を提出し、甲の検収を受けた後、請求書を発行する。甲は請求書受領日の翌月末日を目処に乙の指定口座に当該期分の請負料を入金する。

6 報告書提出もしくは検収が別紙の仕様書に記載の期日より遅延が見込まれる場合、あるいは遅延した場合には、事前もしくは事後に甲乙協議し、報告書提出日、検収日、支払日を決定する。不慮・不測の事態によりその必要が生じた際は、第10条の規定に従う。

第3条（機密保持）

甲及び乙は本契約の履行上知り得た相手方の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、別紙 1「本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書」に同意することを確認する。

第 4 条（成果物の帰属）

乙は、本業務に関連して作成・取得された成果物等に関し、以下のように取り扱うことを確認する。

- ① データを含む一切の成果物の所有権および著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）、著作隣接権、報酬請求権（著作権法第 94 条の 2、第 95 条の 3 第 3 項および第 97 条の 3 第 3 項に規定するもの）および二次使用料請求権（著作権法第 95 条第 1 項および第 97 条の 3 第 1 項に規定するもの）および外国における当該権利に相当する権利を甲に帰属させる（外部機関を利用した場合も含む）。
- ② 新たに生じた発明に係る特許権（特許を受ける権利を含む）、その他の知的財産権（その他の知的財産権を受ける権利を含む）およびノウハウ等に関する権利を甲に帰属させる。
- ③ 乙は、一切の著作者人格権を行使しない。
- ④ 甲の承諾なしに、本業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に使用させない。
- ⑤ 本業務の一部について外部機関を利用する場合は、第 3 条に定める秘密保持、上記①～⑤を含む成果物等の取扱いに関する責務を外部機関も負うよう、必要な処置を実施する。

第 5 条（競業の制限）

乙は、乙または自らが役員（理事等を含める）をつとめる法人において、本契約の有効期間中及び終了後 3 年間は、本業務と同等または類似する業務を行う際には、事前に甲が書面にて乙の競業を了解した場合に限ることを確認する。

第 6 条（下請負の禁止）

乙は、甲の書面での了解をなしに、本業務を第三者に請け負わせることができない。

第 7 条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、互いに本契約によって生じる一切の権利・義務を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡または継承してはならない。

第 8 条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
- (2) 支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき

- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 解散の決議もしくは他の会社と合併をしたとき、または営業の全部を譲渡したとき
- (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲及び乙は、相手方が本契約で定められた条項に対して違反し、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なお当該違反が是正されないときは、本契約を解除できるものとする。

3 災害その他甲及び乙の責に帰すことのできない不可抗力の事由により本契約の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ本契約を解除できるものとする。

第9条（免責）

甲は、本業務の完了後、第2条に基づき乙に対して支払われた対価の一部又は全部の返還を請求しないものとする。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により被害が発生した場合には、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

第11条（契約期間）

本業務の期間および本契約の有効期間は、本契約締結日より2027年（令和9年）3月31日までとする。

第12条（協議）

本契約書に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義を生じた時には、甲乙協議の上解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合には、被申立人が所在する地域を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年（令和8年） 月 日

(甲) 大阪市中央区南新町二丁目3番7号
一般社団法人医薬新結合研究所
代表理事 伊藤 義邦

(乙) ○○（法人もしくは個人）

契約書別紙

リエゾン業務 作業手順書

リエゾン業務 作業手順書

(1) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するネットワーク構築・窓口確認、招聘依頼・参加獲得および提案資料の編集、等

I. 大学・研究機関向け D-Bio Connect 概要資料の作成

- ・ 大学・研究機関向けに D-Bio Connect を説明する概要資料のたたき台を作成する。
- ・ 上記たたき台を基に、D-Bio Connect ホームページ原稿のたたき台を作成する。
- ・ 上記たたき台を医新研と調整し、概要資料とホームページ原稿を作成する。また、定期的に医新研と概要資料とホームページ原稿を調整し、更新する。

II. 大学・研究機関の産学連携窓口とのネットワーク構築および参加獲得

- ・ AMED 創薬ブースター事業および D-Bio Connect を説明するため、全国の大学・研究機関の窓口担当者を訪問あるいは電話、メール等で確認し、把握する。
- ・ 甲が指定するクラウドシステムに把握した窓口担当者を登録し、医新研と共有する。
- ・ 当該大学・研究機関の有望な創薬シーズを簡易的に調査し、窓口担当者に対して当該研究の進捗確認と D-Bio Connect への参加を打診する。
- ・ D-Bio Connect に参加する際の提案資料の書き方について窓口担当者にアドバイスした後、同提案資料を受領し、医新研と共有する。
- ・ 本業務に係る見積書は、1 時間あたり業務単価で計上する。なお、月単位の想定業務時間については事前に医新研と調整する。

(2) D-Bio Digital 招聘研究機関に対するフィードバックと研究テーマのフォローアップ調査、等

I. 大学・研究機関に対する D-Bio Connect フィードバックの実施

- ・ 面談企業からのコメントをまとめて医新研と共有し、コメントの最終版を作成する。コメントの最終版の作成後、該当する大学・研究機関に対して同コメントをフィードバックする。
- ・ 本業務に係る見積書は、1 時間あたり業務単価で計上する。なお、月単位の想定業務時間については事前に医新研と調整する。

II. AMED 創薬ブースター支援候補案件の状況調査

- ・ 医新研が指定する AMED 創薬ブースター支援候補案件に対してメール等にて研究進捗状況を確認する。

(3) 完了報告書の提出

- ・ (1) ~ (2) . の業務結果を完了報告書として医新研に提出し検収を受ける。

- ・完了報告書の提出期限は、2ヶ月毎の奇数月で翌月5日を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(2)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成した報告書を受領後、7日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。
- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(I)、(II)に含まれるものとする。

以上

契約書別紙

本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と*****（以下「乙」という）とは、本契約に伴う甲の持つ個人情報及び事業所情報（以下「情報」という）の取扱いについて、次の通り確認する。

（目的外利用の禁止）

乙は、情報を本業務以外に利用してはならない。

（情報の安全管理）

乙は、本業務の遂行に当たり、情報の適切な管理を行うとともに、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の安全対策を講じるものとする。

（下請負の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わしてはならない。

（情報の秘密保持）

乙は、本業務の遂行および契約の履行に関して知り得た情報について、本業務の期間中のみならず、本契約終了後3年間第三者に開示または漏えいしてはならない。また本業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

2 乙は、甲より提供を受けた情報について、本業務の終了後、甲の指示するところにより、返却、抹消等の措置を取るものとする。また、本業務の終了前であっても、乙は甲の情報の返却、抹消等の指示に従うものとする。

（教育）

乙は、情報を取扱う従業者に対し、情報の安全な管理や秘密保持に関し教育・研修を行うとともに、本契約に定める事項を十分に説明するものとする。

（契約の解除）

乙が情報の安全管理ならびに秘密保持に反したとき、またその疑いがあるとき、甲は直ちに業務の請負を解除し、情報の返却、抹消等を求めることができることを乙は確認する。また、請負解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲は乙に対する損害賠償の責を負わないことを確認する。

（損害賠償等）

乙は、甲より提供を受けた情報の損失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告することを確認する。その際、甲および乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。

2 当該事故が乙の責に帰すべきものである場合は、乙は、甲が被る損害賠償の義務を負うものとする。

以上